

令和元年11月定例会 防災対策特別委員会 (付託)

令和元年12月16日(月)

[委員会の概要]

西沢委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○「徳島県地域防災計画」の修正案について(資料1)

折野危機管理部長

危機管理部に関する事項につきまして、1点御報告を申し上げます。徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。お手元に御配布の資料1を御覧ください。地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づく、本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める防災基本計画と整合を図りながら、県・国・市町村及び防災関係機関が、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について、対処すべき事項を定めたもので、徳島県防災会議にて決定するものでございます。

2、主な修正項目を御覧ください。(1)「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応では、①「臨時情報」発表時における体制、情報伝達、住民への周知と②「半割れ」ケースにおける事前避難対象地域の避難計画の策定を新たに盛り込みました。

(2)「徳島県復興指針」策定に伴う「事前復興」の推進では、年内に策定予定の徳島県復興指針に基づき、復興に向けた体制の構築、人材育成などにより事前復興を推進してまいります。

裏面を御覧ください。(3)近年の災害を踏まえた施策・取組では、平成30年7月豪雨を踏まえ、①警戒レベルによる防災情報の提供、②住民の避難行動への理解・促進、令和元年台風第15号及び第19号等を踏まえ、①大規模停電への備え、②河川氾濫への備えなどの取組を明記しました。

(4)国の防災基本計画の修正に伴う事項を御覧ください。昨年発生した災害の教訓を踏まえた修正事項として、①ため池の耐震化や統廃合の推進、②液状化ハザードマップの作成・公表、③走錨<sup>びょう</sup>等に起因する海上事故防止のための監視体制の強化などの取組を明記しました。その他施策の進展を踏まえた修正では、①行政・NPO・ボランティア等による情報共有会議の整備・強化、②中小企業等の防災・減災対策の普及・促進などの取組を追加しました。

以上の修正につきましては、今議会での御論議を踏まえ、内容の見直しを行い、12月19日開催予定の徳島県防災会議に諮り、決定する予定でございます。以上、御報告申し上げます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

西沢委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

山西委員

私から2点ほど、お尋ねをいたしたいと思います。まず、大規模盛土造成地についてお尋ねいたします。昨年9月の北海道胆振東部地震で被害が集中した一帯は1970年代以降に開発された住宅であり、大規模に盛土された造成地であったということでもあります。このような地域は地盤の緩さなどを指摘されておりまして、しっかりとそのリスクを住民の皆様方と共有するべきだというふうに思っています。まず、県内の状況をお聞きいたしますが、県内で同様の大規模盛土造成地は何箇所程度あるのか、お答えいただきたいと思えます。

森都市計画課長

ただいま、山西委員のほうから、大規模盛土造成地の件について御質問を頂きました。兵庫県の南部地震や新潟県の中部地震、それから東北地方の太平洋沖地震等におきまして、大規模に谷や沢を埋め立てた盛土、それから傾斜地盤に腹付けした盛土が滑動崩落を起こし、多くの住宅被害が発生したものでございます。

このため、県では、大規模造成盛土のマップを公表するとともに、住民の防災意識の向上を図るために、平成27年5月に改訂された国の大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインに基づきまして、平成27年度より全市町村を対象に大規模盛土造成地の調査に着手したものでございます。この調査の結果、14市町村には大規模盛土造成地が存在しないことを確認するとともに、10市町で70か所の大規模盛土造成地を確認したものでございます。

山西委員

県内に10市町、70か所ということで御答弁いただきましたけれども、これまで県もマップを作成して、周知を努めてきたということで、そこは理解いたしますが、なかなか住民の皆様方が、この大規模盛土造成地はリスクが高いということを十分理解されているのか、浸透しているのかどうかということと言いますと、ちょっと十分でないのかなというふうに私は考えております。

今回、北海道の地震でも大規模な被害が出ておりますので、今一度、県内においてもこの大規模盛土造成地のリスクについて、しっかりと県民に周知をすべきだと思いますが、今後の取組についてお尋ねいたします。

森都市計画課長

山西委員のほうから、今後の周知についての御意見を頂きました。本県におきましては、平成28年9月1日の防災の日に公表をいたしまして、その後、本県で公表した際に、関係する市町村におきましてもホームページに掲載するなど、住民への周知を図っているところでございます。また、本県から市町村に対しまして、継続して周知しておりまして、今

年度におきましては5月に徳島県市町村主管課長会議の場で説明を行っているところでございます。今後につきましては、現在、住民等への更なる周知としまして、国のホームページへの掲載等につきまして、国とも現在調整を図っているところでございます。

#### 山西委員

是非、お願いいたします。あと一方で、これ答弁は要りませんけれども、北海道の被害状況から見てみますと、この大規模盛土造成地の存在を見落としていて、そのリストに挙がっていなかったけれども被災して、よくよく調べたら実は該当していたというような事例があったように聞いております。県内でも、それがあってはならないかと指摘するつもりは当然ありませんが、やはり状況に応じて、被災状況を見て適切に調査をしていくと、そして更新をしていくということも必要ではないかと思っておりますので、そのことも、答弁は要りませんけれども、申し伝えておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、病院のBCPについてお尋ねをいたします。台風第19号で、宮城県の丸森町で唯一の病院であります丸森病院の浸水被害を受けて、病院機能がまひをして、発災後の病院運営に支障を来したという事例がありました。そのほか、この台風第19号で茨城県、長野県など8都県38病院で被災し、業務に支障が出たというようなことであります。このBCPの策定というのは非常に重要であります。県内の病院のBCP策定状況についてお尋ねいたします。

#### 井上広域医療室長

ただいま、山西委員のほうから病院のBCPの策定状況についての御質問がございました。平成30年に実施されました厚生労働省の調査によりますと、12月1日時点でございますが、県内109の病院のうち、BCPが策定できている病院は18病院でございます。率にしますと約17パーセントということでございます。なお、その後、災害拠点病院等で策定が進んでおまして、平成31年4月1日時点では、21の病院について策定ができているところでございまして、全ての災害拠点病院においてはBCPの策定ができているという状況でございます。

#### 山西委員

災害拠点病院というのは先行してBCPの策定を、全国的にも取り組んできたし、県内でも、先ほど御答弁いただいたように、取り組んでいるということは承知をしておりますが、災害拠点病院以外のその他の病院についても、やはり地域でなくてはならない病院というのが圧倒的に多いわけですから、できる限り全ての病院でBCPを策定するべきだろうというふうに思っています。

ただ、一方で、策定するといっても、それなりのノウハウなりひな形も必要でしょうし、災害に対して労力を割くマンパワーが限られている病院というのものもあるかもしれません。そういったことを考えますと、やはり行政の支援というのは当然必要だろうと思っておりますが、今後、県内で17パーセントの策定率ということで少し頑張らなければならないのではないかなと思っておりますが、これからどういふふうにこの数値を高めていくのか、その方針についてお尋ねいたします。

### 井上広域医療室長

BCP策定に向けた今後の取組についてでございますが、委員がおっしゃられましたとおり、BCPを策定しておくということは、大規模災害時においても、早期の医療機能を復旧するとともに、中長期的に見ても、医療を提供していくという部分で非常に重要であると認識しております。そのため、医療関係者の方々がBCPの重要性というのを十分理解していただいた上で、策定方法についても十分習得していただくように、県におきましてもBCPの研修会を行っているところでございます。今後、継続的に研修を行ってまいりまして、多数の医療関係者の方々に受講していただき、早期のBCP策定を促進してまいりたいというふうに考えております。

なお、研修会の実績の状況でございますけれども、平成30年度につきましては、12月と3月に各1回ずつ研修会を開催いたしまして、34医療機関85名の方々に御出席いただいております。また、今年度につきましては12月9日に研修会を開催いたしまして、13医療機関32名の方々に御出席いただいております。今年度中に、更にもう1回研修会を開催することといたしております。こういった研修会を通しまして、BCPの策定について医療機関の支援を行ってまいりたいと考えております。

### 山西委員

大分意識が高まっているというふうに思っております。そこは大いに歓迎をしたいと思っておりますし、評価をしたいと思っております。しっかりと引き続き速やかにBCPの策定に取り組んでいただきたいというふうに思っております。民間の病院でありますから、いろいろな支援も必要でありますので、そこは広域医療室が中心になってやっていただくのは当然ですけれども、他の部局とも連携もしながら、各方面に支援をしていただいて早期に全ての病院が策定できるように望みたいというふうに思っております。

それから、ある程度目標を定めて、これぐらいの時期にどれぐらいの病院が策定するというような、そういう目標も大事かなと思っておりますので、そういったことも含めて速やかに取り組んでいただくようお願いをして、私の質問を終わります。

### 福山委員

さきの一般質問でお尋ねした孤立化対策について、部長から御答弁していただきましたが、その中で孤立集落カルテのお話がありました。そこで、孤立集落が発生した場合には、迅速かつ的確に救援が実施できるかが重要であると考えますが、県で作成している孤立集落カルテとはどのようなものか教えてください。

### 杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、孤立集落カルテについて御質問を頂きました。昨年の7月豪雨でも、三好市で多数の孤立化が発生したことは記憶に新しいところでございますが、孤立化しますと、支援物資や急病人の搬送など支援の遅れが命の危険に直結するものでございます。そのため、本県におきましては、孤立化する可能性のある集落をあらかじめ抽出しまして、その地域の状況、情報をカルテ化し、各機関で共有することで、災害時の迅速な支援につなげ

ていこうとするものでございます。

そのカルテの内容でございますが、集落の人口構成やその集落へのアクセス道路などの状況、またその集落におけるヘリポートの有無、隣接するような土砂災害危険箇所や名称や場所などを情報として、事前に把握したいと考えております。また、避難所施設の名称やそこにあります食糧、水などの備蓄状況、非常用の電源設備や燃料、通信の状況等につきましても、併せて情報を集約してまいりたいと考えております。

福山委員

その孤立集落カルテを今後どのように活用されるのか、教えていただけますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

このカルテにつきましては、現在、契約をして、整備しているところでございます。カルテ情報を基に、発災時には集落へのアプローチ方法や支援内容を的確に判断し、迅速な対応をすることが何よりの救援・救護体制の強化につながると考えております。孤立集落が発生した場合に、速やかに市町村と連携し情報集約するため、県と市町村で構成しております災害時相互応援連絡協議会、こういった会議の場におきましても情報の管理、共有をしまして、絶えず更新に努めてまいりたいと考えております。

福山委員

私も、孤立化への備えとして、非常に有意義で実効性のある取組であると思います。しかし、いずれも検証や更新を継続して取り組む必要があるので、市町村や関係機関としっかりと連携して、孤立化に備えてもらうよう要望して、質問を終わりにします。

達田委員

まず初めに、災害といいますと集中豪雨的なものが多かったのから、大きく一変して、本当に巨大な台風ということで、もう日本全土が包まれてしまうような、そういう災害が増えてきております。地球温暖化の影響かとも言われているんですけども、今回台風第15号、19号で非常に広範な範囲で大変な被害が出たということで、多くの皆さんが避難所に避難しなければならなかったというようなことなんですよね。

まず初めに、そういう災害に対して対応できる県の職員さんの数というのは、足りているのかどうかという点でお尋ねしたいと思います。まず、この10年間ぐらいで各県民局において、土木事務所というんですかね、そこで災害対応に当たられる職員さんはどれぐらいの人数がいらっしゃるのか、職員さんの数に変化があるのかどうかお尋ねをいたします。

山名砂防防災課長

今、達田委員のほうから、災害に対応する土木の職員数が、どれくらい過去10年ぐらいから変わっているのかという御質問を頂いたところでございます。10年前の平成21年度と今年の令和元年度を比べますと、土木の職員につきましては、東部と南部と西部にございますが、東部におきましては約20名ぐらい減少しておりますけれども、南部、西部におきましてはほぼ同数でございます。併せまして、技術職であります建築職員につきましては、

東部、南部、西部で10年前とほぼ同数というふうなことであります。

これらの土木と建築と合わせました技術職の数といいますと、10年前の平成21年度と比較しますと、約93パーセントという具合になっておりますけれど、これにつきましては、県全体でも職員の数を減らしているというところがございまして、その全体の率と比べましても若干高いものの、同程度となっている状況でございます。

達田委員

技術職の数というのをちょっと今聞き取れなかったんですけど、もう1回お願いいたします。

山名砂防防災課長

土木の技術職で、土木の職員と、あと建築職員というのがございます。土木職員につきましては、東部のほうが約20名ぐらい減っておりますが、南部、西部においては、ほぼ同数でございます。建築職は、10年前と各東部、南部、西部ともほぼ同数というところがございます。

達田委員

今、行財政改革ということで、県の職員さんの数がどんどん減ってきて、そして非正規が増えていくというような状況があるわけですが、今本当に台風とか豪雨災害、地震や津波があるかも分かりません。そういう中で、きちんと十分に対応できる職員数を確保するというのはとても大事なことだと思います。特に土木とか建築などの技術職の方を減らすということがないように、今後、是非、御配慮していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと、災害に遭い、避難しなければならないというような状況になった時に、その避難所で過ごす生活の質そのものが、今問われております。せっかく助かった命なのに、災害関連死で避難所で亡くなってしまうというようなことが、ずっと問題になってまいりました。それが、どのように改善されてきたのかということが問われていると思うんですけども、この前の台風第19号などを見ましても、水害で避難した場合は、ほんの1日か2日で帰れると思って避難された方が多かったそうなんです。しかし、実際は、非常に長い間、避難所にいなければいけなかったというようなことで、御本人も想定外、受け入れるほうも想定外だったというようなことを言われております。

そこで、生活の質の向上ということで、今、避難所につきましては、国がガイドラインを定めて、そして徳島県も避難所運営マニュアルという指針を作って、そして市町村の皆さんに、このマニュアルに沿って作ってくださいということをされていると思います。

福祉避難所の運営マニュアル、それから避難所運営マニュアルというのが両方ありますが、これらは全て、各市町村で策定をされて、それに基づいて運用できるという状況になっているのかどうかをお尋ねします。

頭師保健福祉政策課長

ただいま、達田委員より避難所運営マニュアル及び福祉避難所運営マニュアルの策定状

況の御質問でございます。

まず、避難所運営マニュアルでございますが、ただいまのところ、24の市町村のうち23の市町村で策定済みとなっております。ただいま策定中というところが一つの町でございます。また、福祉避難所の運営マニュアルですが、こちらのほうは6の市町で策定済みということ把握しております。

達田委員

集中豪雨のような局地的な災害というのではなく、非常に広い範囲で全体的に災害が起きた場合ということ想定して、質問させていただいているのですが、全ての市町村でマニュアルを作成して、これに基づいて運営が即できますという状況になっていかないといけないのではないかと思うんですね。最初は地震、津波ということが、主に取り上げられておりましたけれども、台風被害を見ますと水の被害、それから土砂崩れの災害、いろいろな災害があります。いつ、どこで、どのような災害が起きるか分かりませんので、是非、全ての市町村がマニュアルを作成されて、これに基づいて行動ができるようにということで取組をしていただきたいと思います。

それで、この前の千葉県なども広い範囲で被害がありましたけれど、避難所自体に問題があつて、避難所そのものが停電したとか、雨漏りしたとか、避難所が水につかったとか、そういうふうな所があつたらしいんですけれども、徳島県が把握している範囲で、市町村が避難所に指定している所、また徳島県が運営している所で、そういう安全性に問題がありそうな所というのはないんでしょうか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、避難所の安全確保につきまして御質問を頂きました。避難所におきましては、災害対策基本法に基づき、市町村が指定するものでございます。避難所におきましては、先ほどおっしゃいましたように、水害、津波、地震、土砂崩れ等々いろいろな災害への対応が必要となりますが、現在、市町村の中には災害種別を明らかにした指定避難所を公表しているところもございます。そのとき発生している災害に応じて、もちろん水害の危険性がある場合におきましては、水害エリアではなく違う所というような対応ができる安全な避難所を順次開設しているものと考えております。

達田委員

避難所に指定されている所でも、揺れには大丈夫と、地震の時にも大丈夫だけれども、水につかるかもしれないという所がありますね。ですから、全ての災害に対応できるということではないと思うんです。ですから、水害の場合はここへとか、揺れで家に被害が出た場合はここへ来てくださいよというような周知ができているかどうかというのが大事なことだと思うんです。どこでも逃げていくと、かえって危なかったというのでは困りますので、そういうのはきちんと周知徹底できているんでしょうか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

災害の種別による個別の避難所の指定というものは、現在のところ法律の規定はござい

ませんが、市町村によってはホームページや、広報誌等でこういった場合にはここの指定避難所という周知はされているところであると認識しております。

#### 達田委員

今回、水害でこんな所が見つかると思わなかったというような所が浸水しているというようなことですので、元々想定をしてなかった所が見つかったということもかなりあったらしいです。やっぱりそういうことに基づいて、水の被害の時はここは駄目ですよというようなことを、きちんとお知らせしてあげないと。いつもつかっている所は分かりますけれども、めったにつかっていたことのない所が見つかったということで、せっかく避難所に指定された公民館1階に行ったんだけど、そこが浸水して、仕方なく2階に上がったと、その後、皆さんを救助して市役所の庁舎に避難したというような所もあったらしいんですね。

ですから、避難所がせっかくありましても行く先を間違えますと、かえって危ない目に遭いますので、今後、そういうきちんと災害に応じた避難所への避難というのができるように、情報提供をしていただけるようお願いしたいと思います。特に、高齢者の方はパソコンを見ているわけではない方もたくさんいらっしゃいますので、分かりやすいように、例えば、玄関に貼り紙を貼るとか、ハザードマップに浸水の際はここの避難所ですよ、揺れの時はここですよというのが分かるように情報提供を是非していただきたいと思うんですけれども、それはどうでしょうか。

#### 杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

今年の台風によりまして、千葉県内で避難後に再度退避しなければいけなかったという事例も聞いております。避難所となっております所でも、やはり不安を感じた場合はすぐに避難をしていただく場合もあることなど、周知啓発を市町村ともしっかりと連携しまして、確実な避難の確保に努めてまいりたいと考えます。

#### 達田委員

これまで、いろんな避難所で、阪神・淡路大震災の頃からずっと劣悪な環境の下で災害関連死というのが、すごく問題にされてきましたけれども、今、避難所の基準というのが、国際基準であるスフィア基準に基づいて、避難所を作り運営していきましょうとなってきていると思うんです。その大きな柱が四つありますね。一つが給水、衛生、衛生促進。それから二つ目に食糧の確保と栄養。それから三番目にシェルター、居留地、ノン・フードアイテム、これ非食糧物資ですね。調理器具なんかも入ると思います。それから四番目に保健活動。この4分野において、最低基準がいろいろ挙げられているんです。

それで、徳島県のマニュアルを見ましたら、広さなどはこの基準に合うようにされてきているんだなということで見ましたけれども、例えば、トイレの設置基準を見ますと、公民館はあるかもしれないのですが、体育館になりますと、やっぱり和式のトイレが多いんですね。それから数も適していないのではないかなと、男子と女子のトイレの割合が1対3で設置してくださいと書かれているんですけれども、トイレの設置につきましては、今、避難所のトイレの環境改善ということがよく言われておりますけれども、どういうふうに取り組んでおられるのでしょうか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、避難所におけるトイレの対策について御質問を頂きました。平成28年4月の熊本地震を契機に、避難所のQOL、とりわけトイレの確保とその衛生環境が避難者の健康面から大きな問題となったところでございます。

本県におきましても、南海トラフ巨大地震の場合におきましては、最大で22万人を超えるような方が避難生活を余儀なくされると想定されておりますので、トイレ環境の改善は切実な課題と認識しておるところでございます。こういったことから、災害時のトイレ確保や環境改善の取組などを盛り込んだ徳島県災害時快適トイレ計画を平成29年3月に策定し、市町村に対して災害時のトイレの確保や備蓄の在り方について助言を行うとともに、とくしまゼロ作戦緊急対策補助事業を活用し、トイレの洋式化、また携帯トイレの備蓄等につきましても、積極的に市町村に対して支援を進めているところでございます。

達田委員

高齢者の方、障がい者の方、またトイレは和式だけだと膝が痛くて座れないという方も、かなりいらっしゃるんですね。ですから、ついついトイレを我慢してしまって、病気になってしまうということもあったというふうな話を聞いております。

今、いろいろと改善をされてきてはいるんですけども、依然として、日本の避難所、徳島県も例外ではありませんけれども、生活環境が非常に劣悪なまま放置されていると思うんです。体育館とか学校の教室の非常に冷たい床で、マットを敷いて、そこで雑魚寝をします。それから、トイレも和式のまま、座ってするトイレがなかなか整備をされないとか、それから食事が日々同じ食材で温かいものがない、スープもないというような状態。

また、寝具なんかも赤十字社から支給されたりはするんですけども、文句を言ったらいけないんですけど、硬いんですね。硬くてごわごわして、肌触りが悪いというようなことで、もっと柔らかい毛布が欲しいというような御要望もたくさん寄せられました。それから、アレルギーのある人などに食べ物の配慮などができません。ですから、避難してくださいと放送されたとしても、そういう避難所に行くのはどうかなということ、避難行動をちゅうちょさせているということもあるのではないかと思うんですね。

ですから、本当に命を守る行動を即取れるように、危ない時にはすぐに避難所に行きましょうと、積極的に行けるような、そういう避難所を整備するということを念頭に置いて、是非、取り組んでいただきたいと思います。今、このスフィア基準という中に、人道的な対応、人道憲章、権利の保障なんだということが書き込まれておりますけれども、徳島県の場合もそういう立場で避難所を整備ということに取り組んでいただいているのかどうか、その基本的なところをお尋ねしたいと思います。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいま、スフィア基準、スフィアスタンダードによる避難所の運営ということで御質問を頂きました。本県におきましては、避難所へのスフィアスタンダードの対応を目標としまして、現在、災害時に避難所運営や支援を行う市町村の職員、また社会福祉協議会の職員、災害時コーディネーターの方たちを対象にした避難所運営に係るスフィア基準の研

修会を実施しているところでございます。こういった取組を踏まえまして、市町村ともしっかり連携して、安全で健康にも配慮できた国際基準に基づいた運営ができるように努めてまいりたいと考えております。

#### 達田委員

命を守るために最低限必要な要素というのをきちんと確保できるような、そういう避難所であってほしいと思います。それで、広範な範囲で災害があった場合に、避難所はもちろん市町村が設置をして運営をするということですが、やはり人員が足りない、人が足りないということも考えられると思うんですね。そういう場合に、県がどのような支援をし、どのように関わっていくのか、その点をお聞きしたいと思います。

#### 頭師保健福祉政策課長

ただいま、達田委員から、大規模災害時の県の支援というお話でございます。避難所につきましては、本来、市町村が開設し運営するものでありますが、委員お話のとおり、大規模の災害の時には行政自身も被災していると、災害対応業務に追われるといったことがございます。そうしたところ、市町村の職員だけで避難所運営に当たることは困難であろうかと考えております。先ほど来、話が出ておりますとおり、県の支援策の一つとして、平成23年3月に避難所運営マニュアル作成指針というのを策定しております。これが、市町村自らの地域の実情に合った避難所運営マニュアルの策定、その際の参考となるように、基本的な考え方とか運営組織の在り方とか具体的な活動内容などを示しておるところでございます。この指針につきましては、毎年、市町村の担当者を集めて開催しております災害時の担当者会議において、周知を図っております。今後とも、更なるマニュアルの改訂であるとか、またこれを活用した避難所の運営訓練などの実施を促進してまいりたいというふうに考えております。

#### 達田委員

是非、人道的な立場からということで、避難所が本当に国際的に見ても、お手本とされるような避難所になってほしいなという思いで、お願いをしておきたいと思います。

次なんですけれども、河川の安全ということで小見野々ダムにつきまして、お尋ねをしたいと思います。今回、国土交通省が令和2年度予算に係るダム再生事業、五つの事業を上げておまして、新規事業採択時評価を開始ということで、今年の夏に報道されておりました。この中に、小見野々ダムの再生事業ということが言われて、資料も頂いたんですけども、この事業そのものはどういう事業で、今どこまで進んでいるのか、お尋ねいたします。

#### 新瀨流域水管理課長

達田委員のほうから、那賀川の治水対策ということで御質問を頂きました。小見野々ダムの再生事業でございます。これは本年8月に国土交通省が公表しております令和2年度の概算要求に盛り込まれているものでございます。那賀川の治水機能の向上を図るために、小見野々ダム再生事業の実施計画調査を盛り込んだものでございます。現在、発電専用の

小見野々ダムにおきまして、貯水池内に堆積しております土砂の撤去でありますとか、今後の方針で決まっておりますけれども、予備放流方式を導入するための放流ゲートの新設といった新たな洪水調節機能を確保するための事業でございます。具体的な内容につきましては、この実施計画調査、これは工事着手の前の段階で行っている調査でございます。この実施計画調査の中で検討が進められていくというふうなものでございます。

#### 達田委員

事業概要というのを見ますと、小見野々ダム、今現在は発電容量だけなんですけれども、発電容量を洪水時には、洪水調節容量に振り替えるということとともに、貯水池に堆積した土砂の掘削及びダムを下流に移設することによって、新たに約1,100万立方メートルの洪水調節容量を確保するというので、総事業費約500億円というふうなことが書かれているんですね。この小見野々ダムといいますと、今までこのダムの上流の方、旧木頭村の方、出原地区なんかにつきましては、ダムにもものすごい堆砂、砂がたまってしまって、水がなかなか流れていかないというようなことで、大雨が降りましたら出原地区が洪水に見舞われて、何回も浸水をして、結局、町営住宅もだめになりましたし、また、一般住宅でも住めなくなってしまうというぐらいに、たくさん被害があったわけなんですよね。ですから、ここに洪水調節容量を付けていただくというのは、いいんですけれども、結局ダムを下流に持って行って新しく造ったとしても、ダムというのはどんどん埋まっていく運命にあるわけですから、堆砂で埋まってしまう所の面積が増えていくだけではないかというような御意見も寄せられたんです。この堆砂をどうにかしない限り、幾ら新しいダムを造っても結局同じ運命になってしまうというようなことと言われたんですけれども、その点、この小見野々ダム上流の堆砂をどのようにしようとしているのか、今現在、小見野々ダムにはどれぐらい堆砂があって、そして毎年掘削もしていると思いますけれども、どれぐらい除去しているのか、その点お伺いしたいと思います。

#### 新瀨流域水管理課長

今、達田委員のほうから、小見野々ダムに関しまして何点か御質問を頂きました。まず、具体的な計画内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、今現在、概算要求の段階でございます。来年度以降に新規着手、いわゆる予算が認められた段階において、堆砂対策を含めて具体的な調査というのは進んでいくこととなります。

あと、現在の堆砂の状況でございます。小見野々ダムにおける堆砂の状況で、現時点のものでございますけれども、堆砂量につきましては940万立方メートルぐらい堆砂しております。その中で、現在の撤去の状況でございますけれども、小見野々ダム関係で堆砂の除去といたしましては、近年でございますら、年間大体7.3万立方メートルぐらいの撤去が進められているところでございます。

#### 達田委員

現行で堆砂量が945万立方メートル、それを再生後には790万立方メートルにするということですから、155万立方メートルは堆砂を除去しますよと、単純に素人考えですけれども、この例を見た限りですが、それぐらい砂を取るんだなということが見えるわけなんです

すね。それから死水容量もかなり増えておりますし、それから発電容量、洪水調節容量というのが増えてきておりますよね。

これを見ますと、洪水が防げるのかなと単純に思うんですけれども、この堆砂対策、これからかなりの量で砂を取っていかないと再生できないのではないかと、またその地域の皆さんは、このたまっている砂をどうにかしてくれなかったら、新しい事業をすと言っても、また元通りになる、どの地域にダムを造ったとしても同じような状況になってしまうのではないかと心配をされているんですけれども、この砂の除去の計画というのは、今も取ってると思うんですけれども、大量に取っていく抜本的な対策というのはどういうふうにされていくんでしょうか。

#### 新瀨流域水管理課長

小見野々ダムの堆砂対策についての御質問を頂きました。小見野々ダムの堆砂につきましては、掘削量も含めまして、堆砂に関する量につきましては、今後行います実施計画調査の中で検討されるというふうに考えております。

#### 達田委員

以前は砂をどんどん取っていた業者さんもあったように思うんですけれども、最近はそのような姿もありませんし、本当に本格的に取っていただけるんだらうかというような心配がございます。もう家が住めなくなってしまうている、出原地区だけでなく、そのほかの地区でも、もう川底がどんどん上に上がってきているわけです。こういうふうな川になってしまったのはなぜなのかというようなことで、大きなダムで解決できるんだらうかというような疑問も持たれております。再生後という図が描かれているんですが、このとおりの図のままで、永久的にこういう状況が保てるのであれば、それは間違いないと思うんですけれども、ただ、ダムは残念ながらどんどんと砂が流入して、土砂崩れ等もある。そういう中で、埋まっていくものもあるわけなんですよね。以前、造られたダムでも、もう既に治水ダムだったのが、砂防ダムになってしまっているという所もかなりございます。そういうことで、本当に発電と洪水調節というのが、うまくいくのかという疑問もあるんですけれども、その点はどういうふうにお考えなんでしょうか。

#### 新瀨流域水管理課長

改めて小見野々ダムの堆砂への対策について御質問を頂きました。現在、小見野々ダムにおきましては、電力事業者によりまして、毎年定期的な掘削というのが続いてきたわけでございまして、今後も進める予定と聞いております。小見野々ダムの今後の堆砂の考え方を申し上げますと、今、下流におきまして、長安口ダムの堆砂対策が行われているところでございます。これは国の直轄化によりまして、貯水池内の堆積していた土砂を適時撤去していただいているところでございます。この長安口ダムの堆砂の除去は、那賀川の河川整備計画に位置付けられ、計画的に治水容量を確保する対策を進めてきたところでございまして、今回、小見野々ダムの堆砂対策につきましても、長安口ダムと同様に河川整備計画に位置付けまして、しっかりと進めていくと伺っております。

## 達田委員

今後、どういうふうな事業がされていくのかということは、これから見ていかなければならないと思うんですけれども、結局、長安口ダムにしても小見野々ダムにしても、一面ずっと湖みたいになっていますので、その端の辺りからどんどん砂が堆積していくとようなことで、どのダムも同じだと思うんですけれども、やっぱりその堆積をどうするのかということを、本当に抜本的な対策を立てていかないと、幾らダムを造っても同じような状況になっていく、これは明らかだと思います。そして上流地域で下流の洪水調節というのは非常に難しい問題だと思います。

ですから、本当に水害で毎年のように困っている地域が、本当に解決できるのかどうか、また小見野々ダムの上流で水害が起きている人たちの解消をどうするのかということを、やはり真剣に、県管理の河川というのがちょうど出原地区から上流なのですから、県がきちんと主体性を持って管理をして、対策を講じていただきたいということをお願いして、終わります。

## 仁木委員

私から2点質問と、1点確認させていただきたいと思っております。一つ目につきましては、とくしまゼロ作戦課を編成されてから6年目と思うんですけれども、その中で、6年前と現状を比べていただきまして、発災されたときの想定される死者数等々があるかと思うんですけれども、その点、どれくらい数字的に変わってきているのかということについて、お聞かせいただければと思います。

## 菊地とくしまゼロ作戦課長

仁木委員から、とくしまゼロ作戦課になって以降の想定死者数の推移について御質問を頂きました。おっしゃいましたとおり、平成25年に前身である南海地震防災課の中にとくしまゼロ作戦推進室というのがまず設けられまして、その後、平成27年にとくしまゼロ作戦課に昇格したところでございます。

被害想定の方も平成25年に出しておりまして、その中では、南海トラフ巨大地震の最大のケースで県全体で死者数が3万1,300人というふうに出させていただいております。その後、この6年間の取組ということですが、県のあらゆる災害から死者ゼロを目指すというところで、先日改訂させていただきました国土強靱化<sup>きょうじん</sup>地域計画や、その中の地震、津波に特化した部門計画である、とくしま一〇作戦地震対策行動計画に基づいてハード、ソフトともに防災・減災対策を計画的に進めているところでございます。いろいろな数字など上昇している点もありますが、現時点では、その死者数の減などの想定の新規はしていないところでございます。

## 仁木委員

6年目を迎えて、やはり5年単位ごとに想定も見直していかなければいけない、検証が必要でないのかなと思っております。どれだけの効果が出ているかということについては、やはり担当課のお名前にもありますように、多くは語りませんが、そういう検証をどこかの時点でしていく、また定期的にしていくということが必要でないのかなということ

とを投げかけたいと思っております。また、この件については、2月議会で我が会派の長池会長が質問したいということでして、事前ということで通告をさせていただきたいなと思っております。

2点目に移りますけれども、この度の本会議でも、岩丸議員の御質問の答弁の中にあつたと思うんですけれども、今、橋梁<sup>りょう</sup>についても耐震化を進めていっているという中で、橋梁<sup>りょう</sup>の耐震化に併せて、歩道がない未整備の橋脚等々については一緒にしていくというような感じの御答弁があつたかと思うんですけれども、詳しくもう一度聞かせていただければと思います。

#### 川口道路整備課長

今、仁木委員から、この度の質問の中で答弁しました六条大橋について、再度詳しい説明をということでございます。六条大橋につきましては、いわゆる石井町と上板町を結ぶ、地域間交流に資する非常に重要な道路として、沿線には商業施設なども最近建築されております。そうした中で、当然耐震化が重要だということで耐震化を行ってありましたところ、完成から50年近く経過している橋梁<sup>りょう</sup>でありますので、耐震基準の見直し、老朽化対策や歩道整備、そうしたものを勘案し、全体工程の短縮やコスト縮減、様々な技術検討を行いまして、今回、歩道整備を老朽化対策、耐震化と同時にやっていくというような工事の集約が可能と判断されましたので、この度、歩道整備に着手してまいりたいと考えているところでございます。

#### 仁木委員

非常にこのやり方はいいことだと思っております、2回に分けたらお金がもっと掛かる部分を1回で済ますというのは、無駄なお金が節約でき、非常にいいことだと思う。橋梁<sup>りょう</sup>につきましては、耐震化を今進めている所がいろいろあると思うんですけれども、同様の所がいっぱいあると思います。橋梁<sup>りょう</sup>内、いわゆる車道内に狭隘<sup>きょうあい</sup>な歩道というか、本当に一人が歩けるか歩けないかぐらいの、歩道のような縁石みたいな、そういう1メートルに満たないような歩道的なものがたくさんございまして、これが幹線道にあるというのが非常に危ない。

お聞きしたいのは、この六条大橋と同様に、例えば、橋梁<sup>りょう</sup>内の車道に狭隘<sup>きょうあい</sup>な歩道が設置されていて、同様に歩道が必要でないのかなと思うような箇所というのは把握されているのでしょうか。

#### 川口道路整備課長

今、仁木委員のほうから、六条大橋と同じような形の橋の状況を把握しているのかというようなお話を頂きました。今、県管理橋梁<sup>りょう</sup>、橋長15メートル以上ではございますけれども、その中でそうした橋梁<sup>りょう</sup>が723橋あり、その中で歩道の全幅員、これは道路現況調査の資料から確認をしたものですが、全幅員が2メートル以下という橋梁<sup>りょう</sup>が、今68橋あるというようなところでございます。ただ、この橋の状況が、先ほどの六条大橋と同じような形かどうかというところまでは、ちょっと今把握ができていないところでございます。

## 仁木委員

併せて、ちょっと掘り下げますけれども、2メートル以下であって、幹線道でもあるということで、今68橋あるというところなんですけれども、ここについて耐震化が必要で今から耐震化していく、若しくは現時点で耐震化していなくて、六条大橋と同様に耐震化が必要であって、更に歩道も設置検討していかないといけないのではないかとするのは何橋梁りょうぐらいありますか。

## 川口道路整備課長

今、仁木委員のほうから、歩道の幅員が狭い所でこれから耐震化、また耐震化に着手したような橋梁りょうがどれぐらいあるのかという御質問を頂きましたけれども、実は現在、そうした資料は手持ちがございませんので、これについては今御説明できないというところでございます。

## 仁木委員

掘り下げたところについては、通告してませんでしたので申し訳ありませんでした。ただ、やはり県内でたくさんあると思います。例えば、私の地元の阿南市の持井橋ですけれども狭隘きょうあいなんですよ。歩道といっても縁石のような歩道でございまして、歩行者は通行はできたとしても、やはり自転車等々での通行というのは非常に難しく、車道を走るのが普通なんですけれども、車道を走って真ん中の追越し禁止の線がありましたら、通行に支障を来しまして、非常に危ないわけです。これ、近くに支援学校がございまして、自転車で通学されている方もいらっしゃいます。通学路にも正式な指定がされているかどうかは調べられてないですけれども、通学されている方もいらっしゃいます。そこらあたりの安全性というのは非常に大事になってくると思っておりますから、是非とも、こういう橋梁りょうについては、同様のところは調べていただきながら、計画的に歩道を付けていっていただきたいなと、同様に考えていただきたいなと思っております。今、六条大橋だけがフォーカスされておりますけれども、同様な部分でたくさんあるかと思えます。ですから、その点しっかりと調査と、それと計画を組んでいただきたいということを要望させていただきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、ちょっと一つ確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、これは、以前からの請願に関係することでありまして、先般の9月議会までは体育館の耐震化というのは100パーセントになっています。それに付随するいろんな施設等々が未耐震であるというところが、フォーカスされたわけでありまして、その中で、前回の際に関連施設、渡り廊下であるとかそういったところについては、今のところまだ計画がないような格好だったと思うんですけれども、その後、何か御協議されて計画等されるようになっていくかどうかということをお教え願いたいと思っております。

## 藤本施設整備課長

ただいま、仁木委員から、学校施設の耐震化、それも校舎や体育館以外の努力義務とされております小規模の建物についての耐震化についての御質問を頂きました。

小規模の建物につきましては、耐震診断の努力義務があるとされておりまして、これにつきましても早期の取組が求められておるところでございます。平成29年度から耐震診断を実施しておりまして、小規模な建物につきましても耐震化に取り組んでいるところではございます。9月の委員会でも御質問を頂きました、この小規模建物につきましても、今後計画的に推進していくということで、答弁させていただいたところでございます。努力義務である小規模建物につきましても、耐震診断、これにつきましては、やはり専門家にも委託するという必要がございます、診断料も相当程度必要ということでございます。

また一方で、校舎でありますとか体育館等の老朽化対策も喫緊の課題ということで、この小規模建物につきましても財政的に厳しい中で、効果的に進めていく必要はあると、そういう課題があると認識しているところでございます。

前回の委員会でも答弁させていただきましたが、校舎等の老朽化対策などの長寿命化改修なども視野に入れまして、今後、この整備方針を研究してまいりたいと考えております。

#### 仁木委員

これ、整備方針の計画をして、調査の研究をしていくということは、まだ整備方針は決まっていないんでしょうけれども、整備するという方針というのは、思い、気持ちとしては、これは間違いないところかどうか、一言頂ければと思います。

#### 藤本施設整備課長

先ほども答弁させていただきましたとおり、小規模な建物につきましても耐震診断の努力義務があるとされておりまして、耐震診断、それをやるかどうかもあるんですけども、耐震化につきましては早期の取組が必要という認識はしてございます。

#### 仁木委員

数は多かったですね。130棟か170棟か、それぐらいだったと思うんですけども、その中で、この請願に係るのですけれども、ずっと継続しているわけですし、私も一人の委員ですから、委員というのは1年で交代しますよね。そうしたら、この2月議会が最後になるわけですし、2月の時点で終わる時に継続と言うよりも、やはり白黒はっきりしたいなと思っていますから、質問させてもらっているのですけれども、これは少なくとも、私の中ではですよ、この判断をする時に整備方針の計画等々が骨子でもできあがってもらえないのかなというところがありまして、骨子でもできあがって、もう計画ができた、できる、もう骨子ができてますという話なんだしたら、進んでいってるんでしょうねというところでの判断にこの請願もなってくるわけですし、そこらを早急に整備方針なり骨子なり、協議に入っていた方がいいのではないのかなと、これは要望の中ですけども、その点、今後の研究ということでとどめられるのか、協議してまいるというような格好になるのか、もう一言踏み込んでいただければなと思うのですけれども。

#### 藤本施設整備課長

ただいま、今後の状況についてということで御質問を頂きました。繰り返しにはなるのですけれども、小規模な建物につきましても、耐震化については早期の取組が必要という

認識でございます。具体的には、現在は、まだ長寿命化改修と併せてやるとか、そういったことを視野に入れて、現在その整備方針を研究している段階ということで、できるだけ早期にその整備方針につきましても進めてまいりたいと考えております。

西沢委員長

今まで聞いておりまして、ちょっと気になるところがありまして、トイレのことを言っていましたね。洋式をもっと増やしたらいいのかと。確かに、洋式を増やしてほしいというのはあるんですけども、かなり個数が多いと思うんで、まずは、何か和式のトイレの上に簡易に乗せて座れるポータブルかな、何千円かでありますよね。そういうものでも置いていただくと。そうしたら和式にもなるし、洋式にもなりますよね。そういうような簡単なものがありますので、できるだけ配置していただいたらいいのではないかなと、何千円ぐらいであると思いますので。

それから、避難所ではいろんな物品が必要になるのですけれども、これを行政だけにやれというのは非常に無理なので、前から言っているように、やっぱり民間の個人個人がそういう必要な物は持ち寄ってくるということもどんどん進めてほしいです。まだ、あまりそういうことをやっていない、やっている所もありますが、少ないのではないかなと。そのためには、その保管する所をきちんと構えて、その中で民間の方にもお願いしていくと。行政だけでやるというのは無理なので、そういうことを進めてほしいなというふうに思います。

それから、ちょっと気になるのが、耐震の問題ですけれども、普通、民間の場合の耐震は、例えば、安全度1.0を目指しているんですか、もっと低いんですか。要するに、倒れない程度、倒れてしまわない程度というのが耐震の在り方です。病院とか学校とか警察とかの安全度は違いますよね。それぞれ教えてください。

尾田警察本部警備部長

警察におきましては、確か耐震基準であるI S値が0.6というのがございますけれど、その程度で倒壊の可能性が低いという数値がございます。警察署の場合は、全てその1.5倍のI S値0.9を目標に、既にある阿南警察署ですとか、新しい施設は確保しておりますし、古い警察署でも耐震工事を行っている施設につきましては、1.5倍の強度を確保するように努めているところでございます。

西沢委員長

できてない所もあるんですか。

尾田警察本部警備部長

警察署につきましては、現在、満たしていないのは建設中の徳島中央警察署、あと整備計画を進めております阿波吉野川警察署については、1.5倍は確保されていないというところでございます。

藤本施設整備課長

学校施設につきましての耐震でございます。新設する場合につきましては、学校は避難所となる施設、あるいは一般の方々が多く集まる施設ということで、新設する場合には一般の基準より1.25倍の重要度係数という係数を掛けております。それから耐震改修を行う場合は、通常はI S値0.6というのが基準と思いますが、文部科学省の場合は0.7という基準で耐震改修をしておるということでございます。

井上広域医療室長

病院の耐震化の状況についてでございますが、病院につきましてもI S値0.6ということで耐震化を進めておられて、平成30年9月1日の時点での調査になりますが、109の病院のうち78病院が耐震性有りということで、耐震化率が大体約72パーセントというふうな状況でございます。

西沢委員長

安全率や安全度、今のような1.5倍とか1.25倍というのは。

井上広域医療室長

I S値という構造耐震指標というのがございまして、その指標が0.6ということで基準が定まっているところでございます。

西沢委員長

当然、倒れてしまわないというのが耐震の基準ですけれども、それに安全度を掛けて1.5倍とか1.25倍を掛けて、より安全度を保てると。要するに、その被害に遭って以降、地震があつて以降も使えると、倒れてしまわないというのは、使えないということがありますよね。倒れてしまわないというだけだから。でも、後で使わないといけない施設があります。だから、特に災害の拠点になる病院とか警察とかは、普通の耐震の安全率に1.5倍を掛けた耐震率、耐震の程度が要ると。それから学校だったら、1.25ですか、それが0.7のというのはちょっとよく分からないんですけれども、学校そのものは法的には、立っているのが精一杯ですか、それでいいということですか。1.25だったらいいと思うんですけれど、学校の安全度、1.25でいいんですかね。

藤本施設整備課長

新設する場合、これから新しく建てる場合は、基準の重要度係数を1.25倍して建てております。耐震改修、既存の建物を耐震改修する場合、これは0.6というI S値の指標があるんですけれども、それに対して文部科学省のほうは0.7という基準を定めておりますので、それに準じまして0.7以上ということでしております。

西沢委員長

分かりました。要するに、新しく建ったのは当然ながら1.25倍にすると、もう古い建物は0.7以上でなかったらいけないという話ですね。それはそのようになっているわけですね、先ほどの耐震化率100パーセントというのは。でも、0.7ではどんな程度ですか、なん

とか立っていると、倒れてしまうかどうかという基準ではないけれども、後から使うには少し厳しいかも分かりません。そんな感じですね。0.6が0.7というのは。1.1何倍か。

そのほかにも、市町村の役場があります。市町村の役場は幾らくらいですか。普通は1.5くらいですか。古い建物になると全くできていないという所もありますけれども、市町村の役場はどうなっていますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災連携担当室長

ただいまの御質問でございますが、市町村の役場におけます耐震化の係数につきましては、今現在数値は分かりません。

西沢委員長

結局、私が言いたいのは耐震化と言っても、後から必要な施設ですね。普通の耐震化というのは、命が助かると。建物が倒れてしまわないように、まず命が助かるような耐震化ですから、それ以降使えるかどうかというのは、また別の問題なので。だから警察とか病院とか、そういう本当にその後必要な施設は、もっと安全度を上げてよという話です。それで古い建物は、さっき言ったように、まだまだそこまでいってないと。やっとなら0.6以上、安全度1.0以上にはなっているところもあると。市町村の役場なんかでも、非常に残念な所もあるみたいですから、それは市町村が考えないといけないところですけども。それから、避難所なども大丈夫ですか。避難所の耐震、安全度は大分高いんでしょうか。避難所はどうなっていますか。

杉本とくしまゼロ作戦課防災担当連携室長

個別の避難所の耐震につきましては、今数字を持っておりません。

西沢委員長

私が言いたいのは、そういう避難所なんかでも安全度が1.0であることなんです。やっぱり、もっと後から本当に使わないといけないのですから。そういうところもきちんと調べていく必要があるのではないかなと思います。やっとなら立っているようでは、行く所がないということにもなりかねませんから、要するに、地震が起こって潰れてしまわない、倒れてしまわないというだけでなく、使わないといけない所はきちんと準備を、そのための安全度を高めておいてくださいとだけ言いたいわけです。よろしくお願いします。

ほかに、質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

なければ、以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。請願第1号の3、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

①体育館等の施設を含めた学校関連施設の耐震化率100パーセントを早期に実現するこ

とにつきましては、県立高校においては、発災時の生徒の安全確保はもとより、地域住民の広域避難場所としての役割を果たすことから、高校再編を進める中で、最優先課題と位置付け、学校施設の耐震化を進めてきた結果、平成30年度末に阿南光高校新野キャンパスのとくしまイノベーションセンター棟の耐震改修が完了し、統合により閉鎖した本館など残り9棟を除くと、平成31年4月1日現在で、県立高校施設の耐震化率は100パーセントとなりました。また、特別支援学校につきましては、平成27年度末に池田支援学校美馬分校の耐震改修が完了し、全ての学校の耐震化を完了しております。また、公立小中学校の耐震化については、平成31年4月1日現在で、耐震化率は99.5パーセントとなっており、耐震化が完了していない棟は、1,016棟中5棟であり、5棟のうち現時点で3棟は、新施設への移転による用途廃止をしており、残り2棟は、改築予定があると聞いております。また、倉庫等の小規模な建物については、耐震診断の努力義務があるとされており、県立学校については、これまでに、実習室、倉庫等耐震診断を実施してきたところであり、今後は、学校施設全体の長寿命化改修も視野に入れて、計画的に耐震改修を進めていくこととしております。市町村に対しても、学校施設の耐震化が円滑に実施されるよう引き続き、指導・助言等に努めてまいりたいと考えております。

②巨大地震による津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保をすることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒が、主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための、指針を示して、避難・防災体制の構築を促し、教職員研修を通して、災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、その中で各地域や学校の実情に応じて地震津波からの避難経路や避難場所を設定しております。避難場所につきましては、児童生徒がより安全に避難するための第1次避難場所、第2次避難場所を設定し、それを踏まえての実践的な避難訓練等を繰り返し、年度毎に学校防災計画の見直しや改善を重ねております。今後とも、南海トラフ巨大地震等に備え、児童生徒の安全確保のための事前の危機管理に努めてまいります。

西沢委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

西沢委員長

意見が分かれたので起立により採決いたします。お諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。

(賛成者多数)

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

**【請願の審査結果】**

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第1号の3

西沢委員長

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(11時59分)